

ID: 153

担当部署: 産業課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	高根沢町びれっじセンターの設置及び管理に関する条例 第10条第1項ただし書		
例規番号	平成12年条例第35号		
【基準】			
第10条の規定による。 (使用料)			
第10条 使用者は、別表に掲げる使用料を納入しなければならない。ただし、町長が公益上特別な理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。			
2 使用料は、使用許可を受けた日に納入しなければならない。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日